

喜多方市優良建設工事表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事に対する建設業者の建設意欲を高め、建設工事の適正な施工及び技術の向上を図るため、特に優れた建設工事を施工した請負業者及び技術者に対する表彰の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に定める工事
- (2) 請負業者 法第2条第3項の建設業者で、市が発注した建設工事を請け負ったもの
- (3) 技術者 市が発注した工事における現場代理人又は業務における監理技術者若しくは主任技術者

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 優良工事表彰
- (2) 優良技術者表彰

(優良工事表彰の対象)

第4条 表彰の対象工事は、次のとおりとする。

- (1) 市(水道企業会計を含む)が発注した建設工事のうち、土木工事、建築工事、舗装工事、電気工事、管工事、水道施設工事の種別毎の区分とする。ただし、維持工事及び災害復旧工事については、一般工事と別に表彰対象とすることができる。
- (2) 原則として最終請負代金額が500万円以上の工事を対象とする。ただし、最終請負代金額が500万円未満の工事であっても、特に優良と認めるものにあつては、表彰の対象とすることができる。
- (3) 表彰年度の前年度に完成した工事で、契約管理課の検査員が竣工検査を実施した工事とする。
- (4) 市内に本店を有する請負業者が施工した工事とする。

(優良技術者表彰の対象)

第5条 優良技術者表彰の対象者(以下「優良技術者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 優良工事表彰を受賞することとなった工事に係る現場代理人及び監理技術者若しくは主任技術者のうち、当該工事監督の中心となった者1名
- (2) 表彰対象年度の3月31日現在において優良工事の請負業者に2年以上継続して勤務している者
- (3) 表彰日現在において当該請負業者に雇用されている者

(優良工事の推薦)

第6条 契約管理課長は、建設工事を担当した課（以下「工事担当課」という。）の長に対し、優良と認められる建設工事（以下「優良工事」という。）の推薦を依頼するものとする。

2 工事担当課の長は、前項の依頼を受けたときは、工事担当課において発注した前条の建設工事に該当するものの中から優良工事を選択し、優良工事推薦書（第1号様式）により契約管理課長に対して推薦するものとする。

(事前審査)

第7条 契約管理課長は、前条第2項の規定により推薦を受けたときは、当該推薦を受けた優良工事について事前審査を行い、優良工事表彰事前調書（第2号様式）を作成し、次条に規定する喜多方市優良工事表彰審査委員会に提出するものとする。

(喜多方市優良工事表彰審査委員会)

第8条 優良工事の表彰に関する審査を行うため、喜多方市優良工事表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織等)

第9条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、副市長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長には、総務部長の職にある者をもって充て、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員には、企画政策部長、産業部長、建設部長の職にある者をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決する。

4 議長は必要に応じ工事担当課の長に出席を要請し、意見を聞くことができる。

(会議の特例)

第11条 委員長は、簡易な事項又は緊急を要する事項については、必要と認めるときは、会議の開催に代えて書面により各委員の意見等を求め、その回答をもって委員会の決定に代えることができる。

(審査)

第12条 委員会は、優良工事の表彰の審査に当たっては、第7条の規定により提出された関係書類に基づき審査を行うとともに、必要に応じ、優良工事の現場調査を行い、特に優れた建設工事（以下「優良建設工事」という。）を選定するものとする。

2 委員長は、前項の審査の結果、委員会において選定された優良建設工事を市長に報告するものとする。

(表彰)

第 13 条 市長は、前条第 2 項の規定に基づく報告を受けたときは、当該報告による優良建設工事のうちから表彰する建設工事を決定し、表彰を行うものとする。

2 表彰は、原則として年 1 回とする。

(庶務)

第 14 条 委員会の庶務は、契約管理課において処理する。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。